

特別徴収義務者様

三重県伊勢市総務部課税課

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収関係書類の送付について（お願い）

平素は、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきまして、格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の市民税・県民税・森林環境税の特別徴収関係書類（下記1～4）を、別添のとおり送付いたしますので、ご査収ください。

つきましては、下記の各関係書類の事務処理上の留意点をご確認のうえ、円滑な事務処理にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】
伊勢市役所課税課市民税係 特別徴収担当
TEL：0596-21-5534（直通）

【同封書類及び留意点】

システム変更に伴い、通知様式及び一部の記載内容が変わります。

1. おおよそB4サイズ・白黒印字

「令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」

今回送付いたしました税額決定通知書は、4月15日(水)までに受理した「特別徴収への切替依頼書」「給与所得者異動届出書」を反映した内容となっております。

4月16日以降に受理した分につきましては、6月中旬以降に発送する「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書」に反映の上、通知いたします。

また、納期特例の事業所は税額通知書の納期特例納付額表記が変わります。

（詳しくは「特別徴収事務のつづり」P.4をご参照ください）。

※当市では、税額変更通知書は「特別徴収への切替依頼書」「給与所得者異動届出書」を受理した月の翌月の中旬に発送します。

2. 三連式・青印字

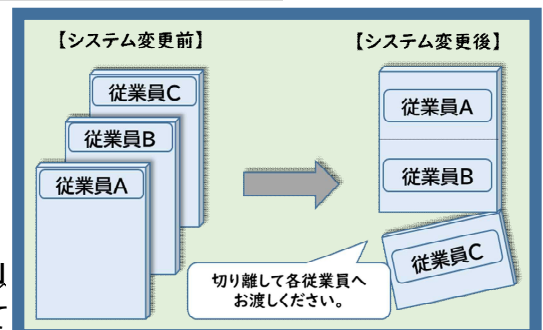
「令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）」

▶納税義務者（従業員様）用の税額通知書が、**従業員3名分が1枚に連なった三連式**に変わります。

本通知書は親展文書ですので、1名ずつ切り離し、**圧着部分をはがさず**に納税義務者（従業員様）へお渡しください。

なお、本通知書は、方税法第321条の4第2項で「5月31日までに納税義務者（従業員様）へ配付していただくことになっております。早期配布にご協力をお願いいたします。

また、既に退職された方の通知書がある場合は、給与所得者異動届出書をご提出いただくとともに、ご返却を重ねてお願いいたします。



▶今回から、特別徴収税額が0円の従業員の方も特別徴収税額通知書が発行となり、配布対象となります。 ※納税義務者（従業員様）全員が非課税の場合は発行はありません。

3. 横長・赤印字

「領収証書・納入書・納入済通知書」 ※希望された事業所様のみ

徴収した税額は、翌月10日(10日が土曜日・日曜日、または祝日にあたる場合は次の平日)までに、取扱金融機関等を通して市へ納入してください。

また、徴収税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額の変更通知書をお送りしますが、変更後の当該納入書は送付しませんので、納入書の金額を税額変更通知書に記載された金額に訂正し納入してください (詳しくは「特別徴収事務のつづり」P.23~25をご参照ください)。

4. A4サイズ冊子

「令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収事務のつづり 伊勢市」

特別徴収に係る事務取り扱い上、ご留意いただきたい事項を記載しておりますので、諸事務ご多忙とは存じますが、**必ず、ご一読いただきますようお願いいたします。**

【その他事項】

イ. 各書類の受理期限について

毎月、伊勢市役所の開庁日の月末日までに、伊勢市課税課市民税係に受理された「特別徴収への切替依頼書」及び「給与所得者異動届出書」による税額変更通知書は、受理された月の翌月の中旬に発送します。なお事務処理上、開庁日の毎月末日の受理期限は次のとおりとなります。

● 窓口へ直接提出 16:00 まで ● 郵送・eLTAX 16:00 必着

ロ. eLTAXによる電子申告等について

eLTAX (エルタックス) とはインターネットを利用して、地方税に関する手続きや、納税を行うことができるシステムです。詳しくは「特別徴収事務のつづり」P.6をご参照ください。

なお、「令和6年分の源泉徴収票」を税務署へ「30枚以上提出」している事業所様は、令和9年に伊勢市へ提出する「給与支払報告書(令和9年度 市・県民税・森林環境税課税分)」を「eLTAX等により提出」することが義務付けられています。

※「伊勢市提出用総括表」について

例年、11月頃に該当事業所様へお送りしている「伊勢市提出用総括表」及びそれに係る連絡文書等につきまして、「前年度にeLTAXで給与支払報告書をご提出いただいている事業所様」への送付はしないこととさせていただきますのでご了承ください。

ハ. 外国人を雇用する事業者の方へ

租税条約を適用する場合は、別途、確認書類の提出が必要です。

また、外国人が退職・帰国(出国)する際には、ご留意いただきたい事項がございます。

上記の確認書類または留意事項の詳細につきましては、伊勢市ホームページ内で

「租税条約」または「外国人を雇用する事業所」と検索し、ご確認ください。